

令和3年5月19日

組合員・利用者の皆さまへ

「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」の
廃止について

いつも J A 広島中央をご利用いただき、ありがとうございます。

令和元年10月1日の消費税引上げにともない、経済産業省より実施されました「キャッシュレス・消費者還元事業」につきまして、当組合におけるすべての対応が完了したことから、以下のとおり利用規定の廃止を行いますのでご案内いたします。

【廃止する利用規定】

「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」

【廃止日】

令和3年6月1日（火）

J A 広島中央